SUPPORT
Promote

保育料基準額表が
変更になります。

福祉

本　　庁　健康福祉課子ども家庭係　内線539
総合支所　健康福祉課地域福祉係　内線761

和水町保育所保育料基準額表が改正されます！

和水町では、保育料が「所得税の定率減税の廃止」及び「所得税から町民税への税源の一部移譲」の税制改正の影響を受けることがないように、【第１表】和水町保育所保育料基準額表の定義欄を見直しました。（平成20年4月分の保育料から適用します。）

【第1表】和水町保育所保育料基準額表

単位：円

階層区分	定義		保育料基準額（月額）		
			3歳未満児	3歳児	4歳以上児
A	生活保護世帯		0	0	0
B	A階層及びD階層を除き前年度市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	町民税非課税世帯	7,000	5,500	5,500
C1		均等割の額のみの世帯	10,000	8,000	8,000
C2		所得割の額のある世帯	16,000	13,000	13,000
D1	A階層を除き前年分の所得税課税世帯であってその所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	3,000円未満	19,000	14,500	14,000
D2		3,000円以上9,000円未満	20,000	16,000	15,000
D3		9,000円以上19,000円未満	23,000	19,000	17,500
D4		19,000円以上40,000円未満	26,000	23,000	21,000
D5		40,000円以上69,000円未満	30,000	27,000	25,000
D6		69,000円以上103,000円未満	34,000	30,000	27,000
D7		103,000円以上250,000円未満	38,000	31,000	28,000
D8		250,000円以上413,000円未満	40,000	32,000	29,000
D9		413,000円以上	41,000	33,000	30,000

※保護者の平成18年の所得と平成19年の所得が同じ世帯の場合、平成20年度の保育料は平成19年度の保育料と同じになるように見直しています。（■部分が今回の変更点となります。）

【第2表】保育料と兄弟姉妹の関係

第　1　欄	第　2　欄
ア　保育所、幼稚園又は認定こども園に入所している児童のうち、最も年齢が高い児童	第１表の保育料基準額の全額
イ　保育所、幼稚園又は認定こども園に入所している児童のうち、2番目に年齢が高い児童	第１表の保育料基準額の半額
ウ　保育所、幼稚園又は認定こども園に入所している児童のうち、ア及びイ以外の児童	第１表の保育料基準額の１／10

※第１表及び第2表の規定にかかわらず、保育料を減免できる場合があります。

保育所で大切なお子様をお預かりし、充実した保育を行うためには、その内容の向上や施設の整備等多くの経費が必要となります。保育料は、その貴重な財源であり、今後とも、保護者の皆様のご理解とご協力を賜りますようよろしくお願いします。

保育料のお支払いには、口座振替が便利です。ご希望の方は、通帳届出印を持参のうえ役場健康福祉課にて手続きをお願いします。

医療

健康食品について
お知らせです

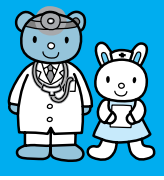

和水町立病院
☎0968・86・3105

ADVICE
Health

健康食品は不健康食品!?

メタボにダイエット、健康情報が巷にあふれて取捨選択が難しいものです。テレビや雑誌、新聞で健康食品の広告が目に付かない日はないでしょう。「健康食品」とは一般に「健康の保持増進に資する食品として販売・利用されるもの」の総称で、実際には健康の保持増進に効果があるものと、そうでないものがあります。

4割が摂取

健康食品を取っている人はどれくらいいるのでしょうか?東京で実施された調査では約4割の人が摂取とあります。さらにある大学では、何らかの薬剤を処方されている患者さんを調査したところ、約2人に1人が薬と一緒に健康食品を摂取した事があると答えています。

しかし医師などに健康食品を取っていることを伝えている患者さんは、約1割に過ぎません。なぜ伝えないのかというと、「効果が無い、摂取してはダメ」などと否定されるから、あるいは天然・自然のものだから安全と思っているのがあげられます。

また取り始めた動機は、「体験者の話を聞いて」、「人が勧めるから」、「なんとなく」、さらには「現在の治療に不安がある」などです。

健康食品というのは、治療に対する満足度が比較的低い患者さんが、他人の勧めで始めてみたが、その効果ははっきりと自覚できていないというのが現状のようです。これは医療者側も十分留意すべきことだと思います。

健康食品は全部安心!?
～購入する際のポイント～

1 決められた用量・摂取方法を守って

一般的な食べ方では特に問題とならなくても、加工法や摂取方法・量によっては有害な場合もあります。

2 天然でも危険!?

「天然」、「自然」、「有機(オーガニック)」という言葉は、原料の特性を示すだけで必ずしも製品の安全を保証するものではありません。天然・自然のものにも毒素を含むものがたくさんあります。

※毒キノコ・蜂毒など

3 「即効性」・「最高の」など、過度の表現にご注意!

「本品を食べると湿疹が見られる場合がありますが、これは体内の古い毒素などが分解され…これは体質改善の効果の現れで…」などの表現は、不快症状を記載することにより強い効果や即効性等があると誤解しやすく注意が必要です。また適切な診療機会を失うおそれもあります。

4 体験談には裏がある

「○○が治る」などの治療、治癒に関する言葉は御法度で、広告をよく見ると「これを飲めばやせる」、「血糖値が下がる」などとは一言も書いてありません。効果が万人に現れるという保証はなく、「症状等が改善されたのはこの健康食品のおかげ」と体験者が語っている場合も、他の治療や食生活の改善等による場合も考えられます。

5 「奇跡の」・「伝統の」・「秘密の」成分??

未承認医薬品を含有しているものがあり思わぬ健康被害をまねく恐れがあります。いくら安全な薬品を使用しているとの証明書があっても、製品全体の安全性を保証するものではありません。健康な人には安全でも、持病などで医薬品を服用している人にとっては禁忌である場合もあります。

6 「ダイエットに効く○○○(特許番号××番)」?

健康食品は特許を受けているからといって必ずしもその効果が認められているわけではありません。

7 情報の公開は必然!

全ての食品の安全性は食品衛生法により、製造者・販売者によって確保されなければならないとされています。つまり、製造者・販売者は消費者に安全性と有効性について情報を提供しています。不安や疑問があったら直接製造者・販売者に聞いてみましょう。きちんとした製造者・販売者なら消費者の疑問に対して誠実に答えられるはずです。

「健康食品」は適切に使用しないと「不健康食品」になりかねません。ご注意を!!

和水町立病院　戸上秀一